

個人情報保護法に基づく地方公共団体の長等が処理する事務について

個人情報の保護に関する法律第51条及び同法施行令第11条において、他の法令により事業者の監督権限に属する事務(報告徴収、検査、勧告等)が地方公共団体の長等の事務とされている場合は、当該地方公共団体の長等が法第32条から第34条までに規定する主務大臣の権限に属する事務(報告徴収、助言、勧告及び命令)を行うこととされています。

令第11条の「他の法令」及び当該他の法令の規定に基づき地方公共団体の長等が主務大臣の権限に属する事務を行う事業者(法第32条から第34条までに規定する報告徴収、助言、勧告及び命令の対象となる事業者)のうち、消費者庁で把握しているものは次のとおりです。

【概要】

省庁名	法令数	対象事業者数
警察庁	12	35
金融庁	10	18
総務省	2	9
財務省	1	2
文部科学省	6	22
厚生労働省	37	129
農林水産省	51	174
経済産業省	28	84
国土交通省	32	61
環境省	10	22
計	189	556
複数省庁共管による 重複を除いた計	164	494

地方公共団体の長等が処理する事務

平成21年3月31日現在

省 庁	根拠法令	対 象 事 業 者	執 行 機 関	共管省庁
国家公安委員会	古物営業法	古物商	都府県公安委員会・北海道においては、道公安委員会又は方面公安委員会	
	古物営業法	古物市場主	都府県公安委員会・北海道においては、道公安委員会又は方面公安委員会	
	古物営業法	古物競りあつせん業者	都府県公安委員会・北海道においては、道公安委員会又は方面公安委員会	
	質屋営業法	質屋	都府県公安委員会・北海道においては、道公安委員会又は方面公安委員会	
	警備業法	警備業者	都府県公安委員会・北海道においては、道公安委員会又は方面公安委員会	
	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	風俗営業者	都府県公安委員会・北海道においては、道公安委員会又は方面公安委員会	
	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	都道府県風俗環境浄化協会	都道府県公安委員会	
	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	店舗型性風俗特殊営業を営む者	都府県公安委員会・北海道においては、道公安委員会又は方面公安委員会	

地方公共団体の長等が処理する事務

平成21年3月31日現在

省 庁	根拠法令	対 象 事 業 者	執 行 機 関	共管省庁
	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	無店舗型性風俗特殊営業を営む者	都府県公安委員会・北海道においては、道公安委員会又は方面公安委員会	
	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	映像送信型性風俗特殊営業を営む者	都府県公安委員会・北海道においては、道公安委員会又は方面公安委員会	
	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	店舗型電話異性紹介営業を営む者	都府県公安委員会・北海道においては、道公安委員会又は方面公安委員会	
	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	無店舗型電話異性紹介営業を営む者	都府県公安委員会・北海道においては、道公安委員会又は方面公安委員会	
	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	飲食店営業者	都府県公安委員会・北海道においては、道公安委員会又は方面公安委員会	
	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	興行場営業を営む者	都府県公安委員会・北海道においては、道公安委員会又は方面公安委員会	
	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	特定性風俗物品販売等営業を営む者	都府県公安委員会・北海道においては、道公安委員会又は方面公安委員会	
	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	接客業務受託営業を営む者	都府県公安委員会・北海道においては、道公安委員会又は方面公安委員会	

地方公共団体の長等が処理する事務

平成21年3月31日現在

省 庁	根拠法令	対 象 事 業 者	執 行 機 関	共管省庁
	銃砲刀剣類所持等取締法	指定射撃場の設置者又は管理者	都府県公安委員会・北海道においては、道公安委員会又は方面公安委員会	
	銃砲刀剣類所持等取締法	教習射撃場の設置者又は管理者	都府県公安委員会・北海道においては、道公安委員会又は方面公安委員会	
	銃砲刀剣類所持等取締法	練習射撃場の設置者又は管理者	都府県公安委員会・北海道においては、道公安委員会又は方面公安委員会	
	銃砲刀剣類所持等取締法	猟銃等保管業者	都府県公安委員会・北海道においては、道公安委員会又は方面公安委員会	
	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律	都道府県暴力追放運動推進センター	都道府県公安委員会	
	道路交通法	都道府県交通安全活動推進センター	都道府県公安委員会	
	道路交通法	車両移動保管関係事務の委託を受けた法人	都道府県公安委員会・北海道においては、道公安委員会又は方面公安委員会	
	道路交通法	届出自動車教習所	都府県公安委員会・北海道においては、道公安委員会又は方面公安委員会	
	道路交通法	指定自動車教習所	都府県公安委員会・北海道においては、道公安委員会又は方面公安委員会	

地方公共団体の長等が処理する事務

平成21年3月31日現在

省 庁	根拠法令	対 象 事 業 者	執 行 機 関	共管省庁
	道路交通法	指定講習機関	都府県公安委員会・北海道においては、道公安委員会又は方面公安委員会	
	道路交通法	認定運転免許取得者教育を行う者	都府県公安委員会・北海道においては、道公安委員会又は方面公安委員会	
	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律	自動車運転代行業者	都府県公安委員会・北海道においては、道公安委員会又は方面公安委員会	
	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律	犯罪被害者等早期援助団体	都道府県公安委員会	
	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律	自転車防犯登録業者	都道府県公安委員会	
	探偵業の業務の適正化に関する法律	探偵業者	都道府県公安委員会・北海道においては、道公安委員会又は方面委員会	
	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	インターネット異性紹介事業者	都道府県公安委員会・北海道においては、道公安委員会又は方面委員会	

地方公共団体の長等が処理する事務

平成21年3月31日現在

省 庁	根拠法令	対 象 事 業 者	執 行 機 関	共管省庁
金融庁	中小企業等協同組合法	火災共済協同組合	都道府県知事	経済産業省
	労働金庫法	一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫	都道府県知事	厚生労働省
	信用保証協会法	信用保証協会	都道府県知事(市町村の区域を越えない場合には市町村長)	経済産業省
	農業協同組合法	都道府県の区域を超えない区域を地区とする農業協同組合及び都道府県の区域未達の区域を地区とする農業協同組合連合会	都道府県知事	農林水産省
	農業協同組合法	都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会	都道府県知事	農林水産省
	協同組織金融機関の優先出資に関する法律	一の都道府県の区域を超えない地域を地区とする農業協同組合及び一の都道府県の区域の一部をその地区の全部とする農業協同組合連合会	都道府県知事	農林水産省
	水産業協同組合法	漁業協同組合(都道府県の区域を超える区域を地区とする漁業協同組合を除く。)	都道府県知事	農林水産省
	水産業協同組合法	漁業協同組合連合会(都道府県の区域を超える漁業協同組合連合会を除く。)	都道府県知事	農林水産省

地方公共団体の長等が処理する事務

平成21年3月31日現在

省 庁	根拠法令	対 象 事 業 者	執 行 機 関	共管省庁
	水産業協同組合法	水産加工業協同組合（都道府県の区域を超える区域を地区とする水産加工業協同組合を除く。）	都道府県知事	農林水産省
	水産業協同組合法	水産加工業協同組合連合会（都道府県の区域を超える区域を地区とする水産加工業協同組合連合会を除く。）	都道府県知事	農林水産省
	水産業協同組合法	共済水産業協同組合連合会（都道府県の区域を超える区域を地区とする共済水産業協同組合連合会を除く。）	都道府県知事	農林水産省
	水産業協同組合法	漁業生産組合	都道府県知事	農林水産省
	中小漁業融資保証法	都道府県の区域を地区とする漁業信用基金協会	都道府県知事	農林水産省
	農業信用保証保険法	農業信用基金協会	都道府県知事	農林水産省
	不動産特定共同事業法	一の都道府県の区域内にのみ事務所を設置して事業を営む不動産特定共同事業者	都道府県知事	国土交通省
	貸金業法	一の都道府県の区域内にのみ営業所又は事務所を設置して事業を営む貸金業者	都道府県知事	

地方公共団体の長等が処理する事務

平成21年3月31日現在

省 庁	根拠法令	対 象 事 業 者	執 行 機 関	共管省庁
総務省	行政書士法	行政書士事務所	都道府県知事	
	行政書士法	行政書士法人	都道府県知事	
	行政書士法	行政書士会	都道府県知事	
	行政書士法	指定試験機関	委任都道府県知事	
	公有地の拡大の推進に関する法律	土地開発公社 港務局 地方住宅供給公社 地方道路公社 独立行政法人都市再生機構	都道府県知事(指定都市、中核市においては当該市長)	国土交通省
財務省	納税貯蓄組合法	納税貯蓄組合	地方公共団体の長	
	納税貯蓄組合法	納税貯蓄組合連合会	地方公共団体の長	
文部科学省	私立学校法	学校法人(都道府県知事所轄)	都道府県知事	
	学校教育法	私立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園、専修学校、各種学校、技能教育施設	都道府県知事(第45条の2、令第33条の2、令第34条、令36条、令第37条については都道府県教育委員会)	
	学校教育法	無認可教育施設のうち、専修学校、各種学校に類似するもの	都道府県知事	
	社会教育法	社会教育関係団体	都道府県教育委員会	
	社会教育法	公民館設置者	都道府県教育委員会	
	社会教育法	公民館類似施設	都道府県教育委員会	

地方公共団体の長等が処理する事務

平成21年3月31日現在

省 庁	根拠法令	対 象 事 業 者	執 行 機 関	共管省庁
	社会教育法	図書館設置者	都道府県教育委員会	
	図書館法	私立図書館	都道府県教育委員会	
	図書館法	図書館同種施設	都道府県教育委員会	
	博物館法	私立博物館	都道府県教育委員会	
	博物館法	博物館相当施設	都道府県教育委員会	
	原子力災害対策特別措置法	原子力事業者	所在都道府県知事、所在市町村長又は関係隣接都道府県知事	経済産業省、 国土交通省
厚生労働省	労働金庫法	一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫	都道府県知事	金融庁
	医療法	病院の開設者	都道府県知事	
	医療法	診療所の開設者	都道府県知事(開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該市長又は特別区の区長)	
	医療法	助産所の開設者	都道府県知事(開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該市長又は特別区の区長)	
	看護師等の人材確保の促進に関する法律	都道府県ナースセンター	都道府県知事	

地方公共団体の長等が処理する事務

平成21年3月31日現在

省 庁	根拠法令	対 象 事 業 者	執 行 機 関	共管省庁
	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律	施術所の開設者	都道府県知事	
	柔道整復師法	施術所の開設者	都道府県知事	
	歯科技工士法	歯科技工所の開設者	都道府県知事(開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該市長又は特別区の区長)	
	臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律	衛生検査所	都道府県知事(開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該市長又は特別区の区長)	
	薬事法	薬局の開設者	都道府県知事(卸売一般販売業者以外の一般販売業者又は特例販売業者にあつては、その店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該市長又は特別区の区長。ただし、動物用医薬品の一般販売業者又は特例販売業者にあつては、都道府県知事。)	農林水産省
	薬事法	一般販売業者	都道府県知事(卸売一般販売業者以外の一般販売業者又は特例販売業者にあつては、その店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該市長又は特別区の区長。ただし、動物用医薬品の一般販売業者又は特例販売業者にあつては、都道府県知事。)	農林水産省
	薬事法	卸売一般販売業者	都道府県知事(卸売一般販売業者以外の一般販売業者又は特例販売業者にあつては、その店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該市長又は特別区の区長。ただし、動物用医薬品の一般販売業者又は特例販売業者にあつては、都道府県知事。)	農林水産省

地方公共団体の長等が処理する事務

平成21年3月31日現在

省 庁	根拠法令	対 象 事 業 者	執 行 機 関	共管省庁
	薬事法	薬種商販売業者	都道府県知事(卸売一般販売業者以外の一般販売業者又は特例販売業者にあつては、その店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該市長又は特別区の区長。ただし、動物用医薬品の一般販売業者又は特例販売業者にあつては、都道府県知事。)	農林水産省
	薬事法	配置販売業者	都道府県知事(卸売一般販売業者以外の一般販売業者又は特例販売業者にあつては、その店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該市長又は特別区の区長。ただし、動物用医薬品の一般販売業者又は特例販売業者にあつては、都道府県知事。)	農林水産省
	薬事法	特例販売業者	都道府県知事(卸売一般販売業者以外の一般販売業者又は特例販売業者にあつては、その店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該市長又は特別区の区長。ただし、動物用医薬品の一般販売業者又は特例販売業者にあつては、都道府県知事。)	農林水産省
	国民健康保険法	国民健康保険団体連合会	都道府県知事	
	国民健康保険法	国民健康保険組合	都道府県知事	
	介護保険法	指定居宅サービス事業者	都道府県知事	
	介護保険法	指定居宅介護支援事業者	都道府県知事	
	介護保険法	指定介護老人福祉施設	都道府県知事	
	介護保険法	介護老人保健施設	都道府県知事	
	介護保険法	指定介護療養型医療施設	都道府県知事	

地方公共団体の長等が処理する事務

平成21年3月31日現在

省 庁	根拠法令	対 象 事 業 者	執 行 機 関	共管省庁
	介護保険法	居宅サービス(これに相当するサービスを含む。) ・居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。) ・施設サービスを担当する者・特定福祉用具を販売する者・住宅改修を行う者	市町村	
	介護保険法	居宅サービス(これに相当するサービスを含む。) ・居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。) ・施設サービスを行った者又はこれを使用する者	都道府県知事	
	クリーニング業法	指定試験機関	委任都道府県知事	
	クリーニング業法	クリーニング業を営む者	都道府県知事	
	健康増進法	特定給食施設設置者	都道府県知事(開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該市長又は特別区の区長)	
	社会福祉法	社会福祉法人	都道府県知事(指定都市、中核市においては、当該市長)	
	社会福祉法	社会福祉事業を営む者	都道府県知事(指定都市、中核市においては、当該市長)	
	社会福祉法	都道府県福祉人材センター	都道府県知事	
	社会福祉法	共同募金会	都道府県知事(指定都市、中核市においては、当該市長)	
	社会福祉法	施設を必要としない第1種社会福祉事業を営む者(社会福祉法人以外。営む者を含む)	都道府県知事(指定都市、中核市においては、当該市長)	
	老人福祉法	有料老人ホーム	都道府県知事	

地方公共団体の長等が処理する事務

平成21年3月31日現在

省 庁	根拠法令	対 象 事 業 者	執 行 機 関	共管省庁
	老人福祉法	老人居宅生活支援事業を行う者	都道府県知事(指定都市、中核市においては当該市長)	
	老人福祉法	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センターの設置者	都道府県知事(指定都市、中核市においては当該市長)	
	老人福祉法	養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置する社会福祉法人	都道府県知事(指定都市、中核市においては当該市長)	
	児童福祉法	指定試験機関	都道府県知事(指定都市、中核市においては、当該市長)	
	児童福祉法	指定居宅支援事業者	都道府県知事(指定都市、中核市においては、当該市長)	
	児童福祉法	児童居宅介護等事業、児童デイサービス事業、児童短期入所事業、障害児相談支援事業及び児童自立生活援助事業を行う者	都道府県知事(指定都市、中核市においては、当該市長)	
	児童福祉法	児童福祉施設	都道府県知事(指定都市、中核市においては、当該市長)	
	児童福祉法	認可を受けていない児童福祉施設	都道府県知事(指定都市においては、当該市長)	
	消費生活協同組合法	消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会	都道府県知事	
	身体障害者福祉法	指定居宅支援事業者若しくは指定居宅支援事業者であつた者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であつた者	都道府県知事(指定都市、中核市においては、当該市長)	

地方公共団体の長等が処理する事務

平成21年3月31日現在

省 庁	根拠法令	対 象 事 業 者	執 行 機 関	共管省庁
	身体障害者福祉法	指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設又は指定特定身体障害者授産施設	都道府県知事(指定都市、中核市においては、当該市長)	
	身体障害者福祉法	身体障害者居宅生活支援事業、身体障害者相談支援事業、身体障害者生活訓練等事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業を行う者	都道府県知事(指定都市、中核市においては、当該市長)	
	身体障害者福祉法	身体障害者更生援護施設又は養成施設	都道府県知事(指定都市、中核市においては、当該市長)	
	水道法	都道府県知事認可の水道事業者、水道用水供給事業者	都道府県知事(開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該市長又は特別区の区長)	
	生活保護法	保護施設	都道府県知事(指定都市、中核市においては、当該市長)	
	知的障害者福祉法	指定居宅支援事業者若しくは指定居宅支援事業者であつた者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であつた者	都道府県知事(指定都市、中核市においては、当該市長)	
	知的障害者福祉法	指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設又は指定知的障害者通勤寮	都道府県知事(指定都市、中核市においては、当該市長)	
	知的障害者福祉法	知的障害者居宅生活支援事業又は知的障害者相談支援事業を行う者	都道府県知事(指定都市、中核市においては、当該市長)	
	調理師法	指定届出受理機関	都道府県知事	

地方公共団体の長等が処理する事務

平成21年3月31日現在

省 庁	根拠法令	対 象 事 業 者	執 行 機 関	共管省庁
	調理師法	指定養成施設	都道府県知事	
	美容師法	美容師養成施設	都道府県知事	
	美容師法	美容所の開設者、美容所	都道府県知事(開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該市長又は特別区の区長)	
	墓地、埋葬等に関する法律	墓地、納骨堂又は火葬場経営者	都道府県知事(開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該市長又は特別区の区長)、政令指定市長、中核市長	
	理容師法	理容師養成施設	都道府県知事	
	理容師法	理容所の開設者、理容所	都道府県知事(開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該市長又は特別区の区長)	
	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	特定建築物所有者(所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者がいるときは、当該権原を有する者)	都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長)	
	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	登録建築物清掃業者、登録建築物空気環境測定業者、登録建築物空気調和用ダクト清掃業者、登録建築物飲料水水質検査業者、登録建築物飲料水貯水槽清掃業者、登録排水管清掃業者、登録建築物ねずみ昆虫等防除業者、登録建築物環境衛生総合管理業者	都道府県知事	
	高齢者等の雇用の安定等に関する法律	シルバー人材センター	都道府県知事	

地方公共団体の長等が処理する事務

平成21年3月31日現在

省 庁	根拠法令	対 象 事 業 者	執 行 機 関	共管省庁
	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律	シルバー人材センター連合	都道府県知事	
	障害者の雇用の促進等に関する法律	障害者雇用支援センター	都道府県知事	
	障害者の雇用の促進等に関する法律	障害者就業・生活支援センター	都道府県知事	
	職業能力開発促進法	職業訓練法人	都道府県知事	
	職業能力開発促進法	都道府県職業能力開発協会	都道府県知事	
	職業能力開発促進法	職業訓練を行う事業主	都道府県知事	
	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	生活衛生同業組合	都道府県知事	
	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	生活衛生同業小組合	都道府県知事	
	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	都道府県生活衛生営業指導センター	都道府県知事	

地方公共団体の長等が処理する事務

平成21年3月31日現在

省 庁	根拠法令	対 象 事 業 者	執 行 機 関	共管省庁
	旅館業法	旅館業の経営者	都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては市長又は区長)	
	公衆浴場法	浴場業を営む者	都道府県知事、指定都市長、中核市長	
	興行場法	興行場営業を営む者	都道府県知事、指定都市長、中核市長	
	母子及び寡婦福祉法	母子家庭等日常生活支援事業者	都道府県知事(指定都市、中核市においては、当該市長)	
	母子及び寡婦福祉法	寡婦日常生活支援事業者	都道府県知事(指定都市、中核市においては、当該市長)	
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神障害者社会復帰施設	都道府県知事	
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神障害者居宅生活支援事業者	都道府県知事	
	保健師助産師看護師法	指定准看護師養成所	都道府県知事	
	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	指定検査機関	委任都道府県知事(開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該市長又は特別区の区長)	

地方公共団体の長等が処理する事務

平成21年3月31日現在

省 庁	根拠法令	対 象 事 業 者	執 行 機 関	共管省庁
農林水産省	農業協同組合法	都道府県の区域を超えない区域を地区とする農業協同組合及び都道府県の区域未満の区域を地区とする農業協同組合連合会	都道府県知事	金融庁
	農業協同組合法	都道府県の区域を超えない区域を地区とする農事組合法人	都道府県知事	
	農業協同組合法	都道府県農業協同組合中央会	都道府県知事	
	農業協同組合法	都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会	都道府県知事	金融庁
	協同組織金融機関の優先出資に関する法律	一の都道府県の区域を超えない地域を地区とする農業協同組合及び一の都道府県の区域の一部をその地区の全部とする農業協同組合連合会	都道府県知事	金融庁
	水産業協同組合法	漁業協同組合(都道府県の区域を超える区域を地区とする漁業協同組合を除く。)	都道府県知事	金融庁
	水産業協同組合法	漁業協同組合連合会(都道府県の区域を超える漁業協同組合連合会を除く。)	都道府県知事	金融庁
	水産業協同組合法	水産加工業協同組合(都道府県の区域を超える区域を地区とする水産加工業協同組合を除く。)	都道府県知事	金融庁

地方公共団体の長等が処理する事務

平成21年3月31日現在

省 庁	根拠法令	対 象 事 業 者	執 行 機 関	共管省庁
	水産業協同組合法	水産加工業協同組合連合会(都道府県の区域を超える区域を地区とする水産加工業協同組合連合会を除く。)	都道府県知事	金融庁
	水産業協同組合法	共済水産業協同組合連合会(都道府県の区域を超える区域を地区とする共済水産業協同組合連合会を除く。)	都道府県知事	金融庁
	水産業協同組合法	漁業生産組合	都道府県知事	金融庁
	水産業協同組合法	都道府県の区域未満の区域を地区とする漁業協同組合、漁業協同組合連合会、漁業生産組合、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会 都道府県の区域を地区とする漁業協同組合連合会	都道府県知事	
	中小漁業融資保証法	都道府県の区域を地区とする漁業信用基金協会	都道府県知事	金融庁
	農業信用保証保険法	農業信用基金協会	都道府県知事	金融庁
	薬事法	薬局の開設者	都道府県知事	厚生労働省
	薬事法	一般販売業者	都道府県知事	厚生労働省
	薬事法	卸売一般販売業者	都道府県知事	厚生労働省
	薬事法	薬種商販売業者	都道府県知事	厚生労働省
	薬事法	配置販売業者	都道府県知事	厚生労働省

地方公共団体の長等が処理する事務

平成21年3月31日現在

省 庁	根拠法令	対 象 事 業 者	執 行 機 関	共管省庁
	薬事法	特例販売業者	都道府県知事	厚生労働省
	林業労働力の確保の促進に関する法律	林業労働力確保支援センター	都道府県知事	
	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律	農林漁業体験民宿業団体	都道府県知事	
	土地改良法	土地改良区	都道府県知事	
	土地改良法	土地改良区連合	都道府県知事	
	土地改良法	都道府県土地改良事業団体連合会	都道府県知事	
	農業委員会等に関する法律	都道府県農業会議	都道府県知事	
	農業経営基盤強化促進法	農地保有合理化法人	都道府県知事	
	農業災害補償法	農業共済組合	都道府県知事	
	森林組合法	森林組合連合会	都道府県知事	
	森林組合法	森林組合	都道府県知事	
	森林組合法	都道府県の区域未満の区域を地区とする森林組合及び森林組合連合会、生産森林組合 都道府県の区域を地区とする森林組合連合会	都道府県知事	
	卸売市場法	中央卸売市場卸売業者	開設者(地方公共団体の長)	

地方公共団体の長等が処理する事務

平成21年3月31日現在

省 庁	根拠法令	対 象 事 業 者	執 行 機 関	共管省庁
	卸売市場法	中央卸売市場仲卸業者	開設者(地方公共団体の長)	
	卸売市場法	中央卸売市場売買参加者	開設者(地方公共団体の長)	
	卸売市場法	地方卸売市場開設者、地方卸売市場卸売業者	都道府県知事	
	家畜商法	家畜商	都道府県知事	
	家畜商法	家畜商になろうとする者	都道府県知事	
	家畜取引法	家畜市場開設者	都道府県知事	
	家畜取引法	臨時市場開設者	都道府県知事	
	家畜取引法	地域家畜市場開設者	都道府県知事	
	家畜取引法	家畜取引を業とする者	都道府県知事	
	漁業法	漁業者、漁業協同組合、漁業協同組合連合会	都道府県知事	
	漁船損害等補償法	漁船保険組合	都道府県知事	
	漁船法	漁船所有者	都道府県知事	
	漁船法	指定認定機関	都道府県知事	
	漁船法	指定検認機関	都道府県知事	
	獣医療法	診療施設開設者	都道府県知事	

地方公共団体の長等が処理する事務

平成21年3月31日現在

省 庁	根拠法令	対 象 事 業 者	執 行 機 関	共管省庁
	獣医療法	往診のみによって飼育動物の診療の業務を自ら行う獣医師及び往診のみによって獣医師に飼育動物の診療の業務を行わせる者	都道府県知事	
	種苗法	種苗業者(指定種苗の販売を業とする者)	都道府県知事	
	種苗法	指定種苗の生産を業とする者	都道府県知事	
	主要農作物種子法	指定種子生産者	都道府県知事	
	主要農作物種子法	指定種子生産者に主要農作物の種子の生産を委託した者	都道府県知事	
	主要農作物種子法	指定原種生産者、指定原原種生産者	都道府県知事	
	主要農作物種子法	指定原種生産者、指定原原種生産者に主要農作物の原種、原原種の生産を委託した者	都道府県知事	
	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律	農業を営む者	都道府県知事	
	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律	認定を受けた農業者	都道府県知事	
	農住組合法	農住組合	都道府県知事(指定都市、中核市においては、当該市長)	国土交通省
	農薬取締法	農薬販売者	都道府県知事	

地方公共団体の長等が処理する事務

平成21年3月31日現在

省 庁	根拠法令	対 象 事 業 者	執 行 機 関	共管省庁
	肥料取締法	生産業者、輸入業者	都道府県知事	
	肥料取締法	販売業者	都道府県知事	
	遊漁船業の適正化に関する法律	遊漁船業者	都道府県知事	
	遊漁船業の適正化に関する法律	遊漁船業団体	都道府県知事	
	輸出水産業の振興に関する法律	輸出水産業者又は製造受託者	都道府県知事	
	漁業災害補償法	漁業共済組合	都道府県知事	
	持続的養殖生産確保法	漁業協同組合その他の漁業法に規定する区画漁業権(これを目的とする入漁権を含む。)を有する者	都道府県知事	
	地力増進法	地力増進地域の農業者及びその組織する団体	都道府県知事	
	地力増進法	地力増進地域の農業者	都道府県知事	
	野菜生産出荷安定法	対象野菜を出荷する者	野菜指定産地の区域を管轄する都道府県知事	
	果樹農業振興特別措置法	果樹栽培農業者	都道府県知事	
	果樹農業振興特別措置法	特定果実生産者等	都道府県知事	

地方公共団体の長等が処理する事務

平成21年3月31日現在

省 庁	根拠法令	対 象 事 業 者	執 行 機 関	共管省庁
	果樹農業振興特別措置法	都道府県法人	都道府県知事	
	果樹農業振興特別措置法	果実又は果実製品の生産、集荷、貯蔵又は販売の事業を行う者又はこれらの者の組織する法人	都道府県知事	
	養鶏振興法	ふ化業者	住所地を管轄する都道府県知事	
	養鶏振興法	住所地の都道府県以外の都道府県の区域内にふ化場があるふ化業者	所在地を管轄する都道府県知事	
	養鶏振興法	種卵を生産する者	都道府県知事	
	養ほう振興法	養ほう業者	住所地を管轄する都道府県知事	
	養ほう振興法	養ほう業者	転飼しようとする場所を管轄する都道府県知事	
	林業種苗法	生産事業者	都道府県知事	
	林業種苗法	配布事業者	都道府県知事	
	林業種苗法	森林所有者及びその他所有権以外の権原に基づき樹木の使用または収益をする者	都道府県知事	
	家畜改良増殖法	家畜人工授精所	都道府県知事	
	家畜改良増殖法	疾病その他やむを得ない事由によつて独立行政法人家畜改良センターが定期に行う検査を受けることができなかった家畜の雄の飼養者	都道府県知事	

地方公共団体の長等が処理する事務

平成21年3月31日現在

省 庁	根拠法令	対 象 事 業 者	執 行 機 関	共管省庁
	家畜改良増殖法	家畜人工授精師	都道府県知事	
	家畜改良増殖法	種畜の飼養者、家畜人工授精所の開設者又は獣医師若しくは家畜人工授精師	都道府県知事	
	家畜改良増殖法	畜産関係者	都道府県知事	
	牧野法	牧野の所有者その他権原に基き管理を行う者	都道府県知事	
	牧野法	牧野の所有者、管理者又は利用者	都道府県知事	
	市民農園整備促進法	認定開設者	市町村長	国土交通省
	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	飼料等販売業者	都道府県知事	
	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	飼料の使用者	都道府県知事	
	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法	都道府県青年農業者等育成センター	都道府県知事	
	農業倉庫業法	都道府県の区域未満の区域を地区とする農業協同組合	都道府県知事	

地方公共団体の長等が処理する事務

平成21年3月31日現在

省 庁	根拠法令	対 象 事 業 者	執 行 機 関	共管省庁
	農業倉庫業法	都道府県の区域未満の区域を地区とする農業協同組合連合会	都道府県知事	
	農業協同組合合併助成法	都道府県農業協同組合合併推進法人	都道府県知事	
	農業協同組合合併助成法	農業協同組合	都道府県知事	
	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律	登録格付機関 (その格付を行う区域が一の都道府県の区域を越えないものに限る)	都道府県知事	
	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律	品質表示基準が定められた農林物資の製造業者又は販売業者(表示に関する指導の権限については、その主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が一つの都道府県の区域内のみにあるものに限る。)	都道府県知事	
	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律	酪農経営又は肉用牛経営を営む者	市町村長	
	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律	集約酪農地域の区域内にある草地につき政令で定める開こん、造林その他の行為をしようとする者	都道府県知事	
	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律	集約酪農地域の区域内において、酪農事業施設を新たに設置しようとする者	都道府県知事	

地方公共団体の長等が処理する事務

平成21年3月31日現在

省 庁	根拠法令	対 象 事 業 者	執 行 機 関	共管省庁
	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律	集約酪農地域の指定時に、既に酪農事業施設を設置している者(第13条第1項に基づく届出がされているものを除く)	都道府県知事	
	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律	集約酪農地域の区域内に設置されている酪農事業施設について、省令第9条に基づく変更をしようとする者	都道府県知事	
	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律	指定地域の区域内において、酪農事業施設を新たに設置しようとする者	都道府県知事	
	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律	指定地域の指定時に既に酪農事業施設を設置している者	都道府県知事	
	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律	集約酪農地域若しくは指定地域の区域内に設置されている酪農事業施設につきその事業を開始し、又は当該施設の全部若しくは一部につきその事業を廃止し、若しくは省令第11条に定める期間(1ヶ月)以上連続して休止する者	都道府県知事	
	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律	生乳等取引契約の当事者	都道府県知事	
	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律	都道府県肉用子牛価格安定基金協会	都道府県知事	

地方公共団体の長等が処理する事務

平成21年3月31日現在

省 庁	根拠法令	対 象 事 業 者	執 行 機 関	共管省庁
	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律	牛乳又は乳製品の生産、集荷、保管又は販売の事業を行う者	都道府県知事	
	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律	農業協同組合又は農業協同組合連合会から、案を示して生乳等取引契約に関する農業協同組合法第10条第1項第14号の団体協約の締結又は変更のため交渉をしたい旨の申し込みを受けた乳業を行う者	都道府県知事	
	畜産物の価格安定に関する法律	乳業者	都道府県知事	
	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律	畜産業を営む者	都道府県知事	
	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律	処理高度化施設整備計画の認定を受けた畜産業を営む者	都道府県知事	
	加工原料乳生産者補給金等暫定措置法	生乳生産者団体	都道府県知事	
	加工原料乳生産者補給金等暫定措置法	指定生乳生産者団体	都道府県知事	

地方公共団体の長等が処理する事務

平成21年3月31日現在

省 庁	根拠法令	対 象 事 業 者	執 行 機 関	共管省庁
	加工原料乳生産者補給金等 暫定措置法	乳製品の生産者、販売業者、又は輸入業者	都道府県知事	
	肉用子牛生産安定等特別措 置法	都道府県知事の指定を受けた都道府県肉用 子牛価格安定基金協会(指定協会)	都道府県知事	
	肉用子牛生産安定等特別措 置法	都道府県肉用子牛価格安定基金協会	都道府県知事	
	肉用子牛生産安定等特別措 置法	肉用子牛の生産者、集荷業者若しくは販売業 者(これらの者が直接又は間接の構成員と なっている団体を含む。)若しくは指定協会	都道府県知事	
	緑の募金による森林整備等の 推進に関する法律	都道府県緑化推進委員会	都道府県知事	
経済産業省	中小企業等協同組合法	火災共済組合協同組合	都道府県知事	金融庁
	中小企業等協同組合法	事業協同組合、事業協同小組合	都道府県知事(その地区が都道府県の区域をこえないもの)	
	中小企業等協同組合法	事業協同組合連合会	都道府県知事(その地区が都道府県の区域をこえないもの)	
	中小企業等協同組合法	企業組合	都道府県知事	
	中小企業等協同組合法	中小企業団体中央会	都道府県知事(その地区が都道府県の区域をこえないもの)	
	信用保証協会法	信用保証協会	都道府県知事(市町村の区域を越えない場合には市町村長)	金融庁

地方公共団体の長等が処理する事務

平成21年3月31日現在

省 庁	根拠法令	対 象 事 業 者	執 行 機 関	共管省庁
	原子力災害対策特別措置法	原子力事業者	所在都道府県知事、所在市町村長又は関係隣接都道府県知事	文部科学省、 国土交通省
	割賦販売法	許可割賦販売業者	都道府県知事	
	割賦販売法	前払式特定取引業者	都道府県知事	
	ガス事業法	ガス用品販売事業者	都道府県知事	
	計量法	特定商品の販売事業者及び輸入事業者	都道府県知事(特定市町村においては、当該市町村長)	
	計量法	指定期検査機関	都道府県知事(特定市町村においては、当該市町村長)	
	計量法	届出修理事業者	都道府県知事(報告徴収及び立入検査についてのみ特定市町村の長も可)	
	計量法	特定計量器の販売事業者	都道府県知事(報告徴収及び立入検査についてのみ特定市町村の長も可)	
	計量法	特殊容器の指定事業者	都道府県知事(報告徴収及び立入検査についてのみ特定市町村の長も可)	
	計量法	計量証明事業者	都道府県知事(報告徴収及び立入検査についてのみ特定市町村の長も可)	
	計量法	指定計量証明検査機関	都道府県知事(報告徴収及び立入検査についてのみ特定市町村の長も可)	

地方公共団体の長等が処理する事務

平成21年3月31日現在

省 庁	根拠法令	対 象 事 業 者	執 行 機 関	共管省庁
	計量法	特殊容器輸入者、計量士、計量器校正等事業者、適正計量管理事務所(国の事務所以外の事務所に関するもの)	都道府県知事(報告徴収及び立入検査についてのみ特定市町村の長も可)	
	計量法	届出製造事業者及び輸入事業者(輸出のための家庭用計量器の製造又は輸入の際の基準適合義務の免除に関する届出の受理のみ)	都道府県知事	
	計量法	販売事業者(輸出のための家庭用計量器の販売の際の検定証印等の免除に関する届出の受理のみ)	都道府県知事	
	計量法	販売事業者、修理事業者、輸入事業者、販売事業者(輸出のための譲渡等制限に係る特定計量器の検定証印等の免除に関する届出の受理のみ)	都道府県知事	
	計量法	承認製造事業者(輸出のための特定計量器を製造する際の基準適合義務の免除に関する届出の受理のみ)	都道府県知事	
	計量法	承認輸入事業者(輸出のための特定計量器を販売する際の基準適合義務の免除に関する届出の受理のみ)	都道府県知事	
	計量法	指定製造事業者(輸出のための特定計量器を製造する際の基準適合義務の免除に関する届出の受理のみ)	都道府県知事	
	ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律	会員制事業者、会員契約代行者	都道府県知事	
	採石法	採石業を行おうとする者	都道府県知事	

地方公共団体の長等が処理する事務

平成21年3月31日現在

省 庁	根拠法令	対 象 事 業 者	執 行 機 関	共管省庁
	採石法	採石業者	都道府県知事	
	採石法	採石法違反者(採石業者含む)	都道府県知事	
	砂利採取法	砂利採取業者	都道府県知事	国土交通省
	砂利採取法	砂利採取業を行おうとする者	都道府県知事	国土交通省
	砂利採取法	砂利採取法違反者	都道府県知事	国土交通省
	商工会議所法	商工会議所	都道府県知事	
	商工会法	商工会、都道府県商工会連合会	都道府県知事	
	商店街振興組合法	商店街振興組合	都道府県知事、市長又は区長	
	商店街振興組合法	商店街振興組合連合会	都道府県知事、市長又は区長	
	大規模小売店舗立地法	大規模小売店舗設置者	都道府県知事(指定都市においては、当該市長)	
	電気用品安全法	電気用品販売業者	都道府県知事	
	武器等製造法	猟銃等製造事業者、猟銃等販売事業者	都道府県知事、都道府県公安委員会	
	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	液化石油ガス販売業者	都道府県知事	

地方公共団体の長等が処理する事務

平成21年3月31日現在

省 庁	根拠法令	対 象 事 業 者	執 行 機 関	共管省庁
	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	保安機関	都道府県知事	
	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	充てん事業者	都道府県知事	
	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	液化石油ガス器具等販売事業者	都道府県知事	
	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	指定試験機関	委任都道府県知事	
	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	特定液化石油ガス設備工事事業者	都道府県知事	
	使用済自動車の再資源化等に関する法律	引取業者(17年1月1日以降、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」の「第二種特定製品引取業者」を含む。)	都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区あつては、市長又は区長。)	環境省
	使用済自動車の再資源化等に関する法律	フロン類回収業者(17年1月1日以降、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」の「第二種フロン類回収業者」を含む。)	都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区あつては、市長又は区長。)	環境省

地方公共団体の長等が処理する事務

平成21年3月31日現在

省 庁	根拠法令	対 象 事 業 者	執 行 機 関	共管省庁
	使用済自動車の再資源化等に関する法律	解体業者	都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区あつては、市長又は区長。)	環境省
	使用済自動車の再資源化等に関する法律	破砕業者	都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区あつては、市長又は区長。)	環境省
	使用済自動車の再資源化等に関する法律	情報管理センター	都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区あつては、市長又は区長。)	環境省
	水洗炭業に関する法律	水洗炭業者	都道府県知事	
	中小企業団体の組織に関する法律	商工組合、商工組合連合会	都道府県知事	
	中小企業団体の組織に関する法律	協業組合	都道府県知事	
	中小企業団体の組織に関する法律	事業協同小組合、企業組合	都道府県知事	
	中小企業団体の組織に関する法律	事業協同組合	都道府県知事	

地方公共団体の長等が処理する事務

平成21年3月31日現在

省 庁	根拠法令	対 象 事 業 者	執 行 機 関	共管省庁
	伝統的工芸品産業の振興に関する法律	伝統的工芸品を製造する事業者を構成員とする事業協同組合等であつて、当該伝統的工芸品の製造される地域において製造事業者を代表するものとして政令で定める要件に該当するもの	都道府県知事、市区町村長	
	電気工事業の業務の適正化に関する法律	電気工事業者	都道府県知事	
	特定商取引に関する法律	訪問販売を業として行う者	都道府県知事	農林水産省 厚生労働省 国土交通省
	特定商取引に関する法律	連鎖販売業を行う者	都道府県知事	農林水産省 厚生労働省 国土交通省
	特定商取引に関する法律	特定継続的役務提供を業として行う者	都道府県知事	農林水産省 厚生労働省 国土交通省
	特定商取引に関する法律	業務提供誘引販売業を行う者	都道府県知事	農林水産省 厚生労働省 国土交通省
	特定商取引に関する法律	通信販売を業として行う者	都道府県知事	農林水産省 厚生労働省 国土交通省
	特定商取引に関する法律	電話勧誘販売を業として行う者	都道府県知事	農林水産省 厚生労働省 国土交通省

地方公共団体の長等が処理する事務

平成21年3月31日現在

省 庁	根拠法令	対 象 事 業 者	執 行 機 関	共管省庁
	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律	第一種フロン類回収業者	都道府県知事	環境省
	火薬類取締法	指定試験機関	委任都道府県知事	
	火薬類取締法	火薬類製造業者	都道府県知事	
	火薬類取締法	指定完成検査機関	都道府県知事	
	火薬類取締法	指定保安検査機関	都道府県知事	
	高圧ガス保安法	指定試験機関	委任都道府県知事	
	高圧ガス保安法	指定完成検査機関	都道府県知事	
	高圧ガス保安法	指定輸入検査機関	都道府県知事	
	高圧ガス保安法	指定保安検査機関	都道府県知事	
	高圧ガス保安法	容器検査所	都道府県知事	
	消費生活用製品安全法	消費生活用製品販売事業者	都道府県知事	
	家庭用品品質表示法	家庭用品販売業者 (卸売業者以外)	都道府県知事	
	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律	中核的支援機関	都道府県知事(指定都市においては、当該市長)	

地方公共団体の長等が処理する事務

平成21年3月31日現在

省 庁	根拠法令	対 象 事 業 者	執 行 機 関	共管省庁
国土交通省	不動産特定共同事業法	一の都道府県の区域内にのみ事務所を設置して事業を営む不動産特定共同事業者	都道府県知事	金融庁
	公有地の拡大の推進に関する法律	土地開発公社 港務局 地方住宅供給公社 地方道路公社 独立行政法人都市再生機構	都道府県知事(指定都市、中核市においては当該市長)	総務省
	原子力災害対策特別措置法	原子力事業者	所在都道府県知事、所在市町村長又は関係隣接都道府県知事	文部科学省、 経済産業省
	農住組合法	農住組合	都道府県知事(指定都市、中核市においては、当該市長)	農林水産省
	砂利採取法	砂利採取業者	都道府県知事(一級河川又は二級河川で、指定都市の長が管理する区間においては、当該市長)	経済産業省
	砂利採取法	砂利採取法違反者	都道府県知事(一級河川又は二級河川で、指定都市の長が管理する区間においては、当該市長)	経済産業省
	中心市街地の活性化に関する法律	中心市街地整備推進機構	市町村長	
	建設業法	一の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業をする建設業者	都道府県知事	

地方公共団体の長等が処理する事務

平成21年3月31日現在

省 庁	根拠法令	対 象 事 業 者	執 行 機 関	共管省庁
	宅地建物取引業法	一の都道府県の区域内のみ事務所を設置して事業を営む宅地建物取引業者	都道府県知事	
	積立式宅地建物販売業法	一の都道府県の区域内のみ事務所を設置して事業を営む積立式宅地建物販売業者	都道府県知事	
	旅行業法	第2種・第3種旅行業者、旅行業者代理業者、第2種・第3種旅行業者又は旅行業者代理業者が組織する団体(法第22条の2の旅行業協会を除く。)	都道府県知事	
	屋外広告物法	屋外広告業者	都道府県知事(指定都市、中核市においては、当該市長、特別区においては当該区長) * 政令で定めるところにより、特別区の長が行うものと規定されているが、当該政令が未制定のため、この規定は実際には動いていない	
	建築士法	都道府県指定試験機関	都道府県知事	
	建築士法	建築士事務所	都道府県知事	
	浄化槽法	浄化槽工事業者	都道府県知事(建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長)	
	地方住宅供給公社法	地方住宅供給公社	設立団体の長(地方公共団体の長)	
	地方道路公社法	地方道路公社	設立団体の長(地方公共団体の長)	

地方公共団体の長等が処理する事務

平成21年3月31日現在

省 庁	根拠法令	対 象 事 業 者	執 行 機 関	共管省庁
	駐車場法	路外駐車場管理者	都道府県知事(指定都市、中核市、特例市においては、当該市長)	
	都市再開発法	市街地再開発組合	都道府県知事、指定都市・中核市・特例市の長	
	都市再開発法	個人施行者	都道府県知事、指定都市・中核市・特例市の長	
	都市再開発法	再開発会社	都道府県知事、指定都市・中核市・特例市の長	
	都市緑地法	緑地管理機構	都道府県知事	
	土地区画整理法	土地区画整理組合	都道府県知事(指定都市、中核市、特例市においては、当該市長)	
	土地区画整理法	個人施行者	都道府県知事(指定都市、中核市、特例市においては、当該市長)	
	土地区画整理法	区画整理会社	都道府県知事(指定都市・中核市・特例市においては、当該市長)	
	不動産の鑑定評価に関する法律	二以上の都道府県に事務所を設ける不動産鑑定業者以外の不動産鑑定業者	都道府県知事	
	不動産の鑑定評価に関する法律	その事業が二以上の都道府県にわたる不動産鑑定士等の団体以外の不動産鑑定士等の団体	都道府県知事	

地方公共団体の長等が処理する事務

平成21年3月31日現在

省 庁	根拠法令	対 象 事 業 者	執 行 機 関	共管省庁
	マンションの建替えの円滑化等に関する法律	マンション建替組合	都道府県知事(指定都市、中核市、特例市においては、当該市長)、市町村長	
	マンションの建替えの円滑化等に関する法律	個人施行者	都道府県知事(指定都市、中核市、特例市においては、当該市長)、市町村長	
	幹線道路の沿道の整備に関する法律	沿道整備推進機構	市町村長、地方公共団体	
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	解体工事業者	都道府県知事	環境省
	高齢者の居住の安定確保に関する法律	高齢者円滑入居賃貸住宅賃貸人	都道府県知事(指定都市、中核市においては、当該市長)	
	高齢者の居住の安定確保に関する法律	指定登録機関	都道府県知事(指定都市、中核市においては、当該市長)	
	高齢者の居住の安定確保に関する法律	認定事業者	都道府県知事(指定都市、中核市においては、当該市長)	
	高齢者の居住の安定確保に関する法律	終身賃貸事業者	都道府県知事(指定都市、中核市においては、当該市長)	

地方公共団体の長等が処理する事務

平成21年3月31日現在

省 庁	根拠法令	対 象 事 業 者	執 行 機 関	共管省庁
	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	住宅街区整備組合	都府県知事(指定都市、中核市、特例市においては、当該市長)	
	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	個人施行者	都府県知事(指定都市、中核市、特例市においては、当該市長)	
	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	防災街区計画整備組合	都道府県知事(指定都市、中核市、特例市においては、当該市長)	
	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	防災街区整備事業組合	都道府県知事(指定都市、中核市、特例市においては、当該市長)、市町村長	
	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	個人施行者	都道府県知事(指定都市、中核市、特例市においては、当該市長)、市町村長	
	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	事業会社	都道府県知事(指定都市、中核市、特例市においては、当該市長)、市町村長	
	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	防災街区整備推進機構	市町村長	
	建築基準法	指定確認検査機関(都道府県知事指定)	都道府県知事	

地方公共団体の長等が処理する事務

平成21年3月31日現在

省 庁	根拠法令	対 象 事 業 者	執 行 機 関	共管省庁
	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律	認定事業者	都道府県知事(指定都市、中核市においては、当該市長)	
	国際観光ホテル整備法	登録ホテル業者・登録旅館業者	都道府県知事	
	使用済自動車の再資源化等に関する法律	引取業者(17年1月1日以降、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」の「第二種特定製品引取業者」を含む。)	都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区あつては、市長又は区長。)	経済産業省
	使用済自動車の再資源化等に関する法律	フロン類回収業者(17年1月1日以降、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」の「第二種フロン類回収業者」を含む。)	都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区あつては、市長又は区長。)	経済産業省
	使用済自動車の再資源化等に関する法律	解体業者	都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区あつては、市長又は区長。)	経済産業省
	使用済自動車の再資源化等に関する法律	破砕業者	都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区あつては、市長又は区長。)	経済産業省
	通訳案内士法	通訳案内士	都道府県知事	

地方公共団体の長等が処理する事務

平成21年3月31日現在

省 庁	根拠法令	対 象 事 業 者	執 行 機 関	共管省庁
環境省	使用済自動車の再資源化等に関する法律	情報管理センター	都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区あつては、市長又は区長。)	経済産業省
	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律	第一種フロン類回収業者	都道府県知事	経済産業省
	浄化槽法	浄化槽保守点検業者	都道府県知事(保健所を設置する市においては、当該市長)	
	浄化槽法	浄化槽清掃業者	都道府県知事(保健所を設置する市においては、当該市長)	
	浄化槽法	浄化槽清掃業者	市町村長	
	浄化槽法	指定検査機関	都道府県知事	
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	解体工事業者	都道府県知事	国土交通省
	温泉法	温泉成分分析施設	都道府県知事	
	自然公園法	指定認定機関(国定公園内)	都道府県知事	
	地球温暖化対策の推進に関する法律	都道府県地球温暖化防止活動推進センター	都道府県知事	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	産業廃棄物収集運搬業者	都道府県知事(政令で定める市においては、当該市長)		

地方公共団体の長等が処理する事務

平成21年3月31日現在

省 庁	根拠法令	対 象 事 業 者	執 行 機 関	共管省庁
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	産業廃棄物処分業者	都道府県知事(政令で定める市においては、当該市長)	
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	特別管理産業廃棄物収集運搬業者	都道府県知事(政令で定める市においては、当該市長)	
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	特別管理産業廃棄物処分業者	都道府県知事(政令で定める市においては、当該市長)	
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	産業廃棄物処理施設の設置者	都道府県知事(政令で定める市においては、当該市長)	
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物処理センター	都道府県知事(政令で定める市においては、当該市長)	
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	多量排出事業者	都道府県知事(政令で定める市においては、当該市長)	
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	土地の形質の変更者	都道府県知事(政令で定める市においては、当該市長)	
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物再生事業者	都道府県知事(政令で定める市においては、当該市長)	

地方公共団体の長等が処理する事務

平成21年3月31日現在

省 庁	根拠法令	対 象 事 業 者	執 行 機 関	共管省庁
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	排出事業者等	都道府県知事(政令で定める市においては、当該市長)	
	産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律	認定事業者	都道府県知事	
	動物の愛護及び管理に関する法律	動物取扱業者	都道府県知事(指定都市においては、当該市長)	